

松本まちなかグリーンインフラアクションプラン策定業務委託 特記仕様書（案）

1 適用範囲

本仕様書は、松本市（以下、「発注者」という。）が委託する「松本まちなかグリーンインフラアクションプラン策定業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

2 目的

近年、全国的な課題となっている社会資本の老朽化や多発する自然災害が激甚化する中、緑や水、土などの自然が持つ多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある都市づくりを目指すグリーンインフラの取組みは、大変重要なものとなっている。

本業務は、長野県が策定した「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」の実現に向け、中心市街地の骨格を形成し、様々な都市機能を有する、松本城、松本駅、あがたの森公園を結ぶトライアングルエリアを対象として、緑や水辺を生かした賑わい溢れるまちづくりや防災・減災への取組み、ヒートアイランド対策など、様々な分野におけるグリーンインフラの具体的な取組みと将来に向けた方向性を定め、グリーンインフラを活用したまちなかの将来像を示す「松本まちなかグリーンインフラアクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）を策定することを目的とする。

また、策定にあたっては、地域の多様な関係者（市民・関係団体等）と連携した維持管理等のあり方を検討し、持続可能なグリーンインフラ施策の実現に向けた素地構築を行うことを目的とする。

3 ビジョン策定区域

松本城、松本駅、あがたの森公園を結ぶトライアングルエリア周辺（以下、「トライアングルエリア」という。）

4 履行期間

契約日から令和5年3月24日（金）までとする。

5 業務責任者等

- (1) 受注者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) プロポーザルの技術提案に示した管理技術者及び担当技術者を配置する。ただし、事情により配置できなくなった場合は、同等の技術・経験を有する技術者を選定し、発注者の承認を受けなければならない。
- (3) 業務全般にわたる照査を行うため、照査技術者を配置する。

6 作業計画

受注者は、業務着手に先立ち速やかに発注者に下記の書類を提出し承認を受ける。

- (1) 業務委託着手届
- (2) 工程表
- (3) 技術者届

また、着手時打合せ協議を踏まえ、検討内容等を明らかにした詳細な作業計画書を作成し、提出すること。業務はそれに基づいて進めることとし、実施期間中にその内容や方向性について変更が生じた場合は、随時見直しを行うこと。

7 資料の貸与等

本業務に必要となる資料の収集又は調査等は原則として受注者が行うこととするが、発注者が所管する資料については貸与を受けることができるものとする。この場合において、受注者は、業務完了後、貸与された資料の全てを速やかに市へ返還するものとする。また、発注者の承諾なしに他に貸与し、公表し、譲渡し又は使用してはならない。

8 関連計画

本業務は、本仕様書、契約書その他、関連計画及びその他調査結果等を正確に把握しなければならない。

(1) 関連計画等

- ア 松本市総合計画（基本構想2030、第11次基本計画）
- イ 松本市環境基本計画
- ウ 松本市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- エ 松本市緑の基本計画
- オ 松本市緑のデザインマニュアル
- カ 松本市都市計画マスタープラン
- キ 松本市立地適正化計画
- ク 都市再生整備計画（松本駅周辺地区）
- ケ 松本市景観計画
- コ 松本市景観計画デザインマニュアル
- サ 松本市総合交通戦略
- シ 松本市総合都市交通計画
- ス 松本市地域公共交通計画
- セ 松本市自転車活用推進計画
- ソ 松本市商業ビジョン
- タ 松本市観光ビジョン
- チ 松本市歴史的風致維持向上計画
- ツ 松本城三の丸地区整備基本方針
- テ 松本城三の丸エリアビジョン

(2) 調査結果

- ア 中町通り社会実験に伴う交通量調査

(3) その他

- ア 大名町通りの整備に関する提案書（大名町通り高質化整備対策委員会作成）

- イ お城周辺地区第2ブロック街並みガイドライン
- ウ 街場のえんがわ作戦
- エ アクションプラン策定上必要な資料・調査等

9 業務の実施方針・体制

- (1) 民間の自由な発想・視点により、行政に不足する機能や能力を補完し、民間ノウハウを活用した提案を行い、実施すること。
- (2) 地域の多様な関係者（市民・関係団体等）との連携による維持管理やグリーンインフラ実装後の関わり方を検討し、プランへの反映を行うこと。
- (3) 策定にあたっては、グリーンインフラによる行政課題の解決に向けた取組みとして設置する、市建設部作業チーム及び部局横断による庁内検討チームと連携し、具体的な取組み内容を検討すること。
- (4) 受注者と市建設部作業チーム及び部局横断による庁内検討チームによる取組み内容の検証と意見提言を目的に設置する、アクションプラン検討委員会の意見を集約しプランへの反映を行うこと。
- (5) 長野県が行う関連事業と連携したグリーンインフラの活用を行うこと。

10 業務内容

本業務は、発注者が行うアクションプラン策定のため、下記の内容を実施するものとする。

(1) アクションプランの策定

ア トライアングルエリアの現状分析

(ア) 現地踏査によるトライアングルエリア内の現地状況及び課題・資源の把握

(イ) トライアングルエリアにおける既存のグリーンインフラ関連施策の整理

イ トライアングルエリアにおけるグリーンインフラの取組み内容の検討

(ア) トライアングルエリア内の課題解決に向けた取組み内容の検討

(イ) トライアングルエリアにおける短期的、中期的、長期的な取組みをロードマップとして提示

(ウ) グリーンインフラの実装に向けた社会実験の実施

(エ) その他アクションプラン実現に向けた取組み内容の検討

(オ) 検討内容に基づく、個別施策ごとの透視図作成及び概算事業費の算出

(カ) 地域と連携したグリーンインフラの維持管理に関する取組みの検討

ウ 市民に向けたグリーンインフラの普及啓発に関する取組み内容の検討

(2) アクションプランの検討推進体制の支援

ア グリーンインフラの具体的な取組み内容の検討を目的に設置する庁内検討チームに対し、会議の企画、資料の作成、会議運営補助、会議後のとりまとめの支援を行う。なお、支援の対象とする会議の開催回数は3回とし、資料の印刷等は含まない。

イ アクションプラン検討内容への意見提言を目的として設置するアクションプラン検討委員会に対し、会議の企画、資料の作成、会議運営補助、会議後のとりまとめの支援を行う。なお、支援の対象とする会議の開催回数は5回とし、

資料の印刷等は含まない。

(3) 報告書の作成

上記(1)及び(2)及びその他の検討内容を整理し、報告書へ記載すること。

(4) その他

ア 業務の実施にあたり、現場への立ち入りが必要となる場合には、監督職員へ連絡し、確認のうえ実施すること。

イ 公募型プロポーザルにおける提案事項については、発注者と受注者との協議により実施方法等を確定する。

ウ その他の詳細は、発注者と受注者が協議のうえで決定する。

1 1 打合せ協議

受注者は、本業務の実施にあたり、発注者との十分な協議打合せを行う。

着手時 1 回

中間打合せ 4 回

成果品納品時 1 回

その他、必要に応じて実施する。

1 2 成果品

(1) 成果品の帰属

成果品は全て発注者の所有とし、業務の処理上知り得た成果、資料等の秘密を第三者に漏らし、自ら使用してはならない。

(2) 成果品の瑕疵

受注者は、業務完了後においても、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良個所が明らかとなった場合は、速やかに受注者の責任において是正、補足及びその他必要な措置をとらなければならない。

(3) 成果品

提出する成果品は、以下のとおりとする。以下に記載のない項目については、監督職員と協議のうえで決定する。

ア 報告書（透視図及び概算工事費含む） 2部（A4カラー、ファイル製本）

イ 関連資料 一式

ウ 電子データ（DVD 又は CD-R 等、Word/Excel/PowerPoint/Illustrator 形式及び CAD データなど） 一式

1 3 支払い方法

業務完了後の一括払いとし、適正な請求に基づき支払うものとする。

1 4 疑義

特記仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者は協議のうえ、業務が円滑に進むよう努力しなければならない。

15 担当

松本市役所 建設部 建設総務課 担当 上條 竜史

電話 0263-34-3234 FAX 0263-33-2939

E-mail: k-somu@city.matsumoto.lg.jp